

## 秦荘町・愛知川町合併研究会予算事務規程(案)

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、秦荘町・愛知川町合併研究会（以下「研究会」という。）の予算に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 研究会の予算は、秦荘町・愛知川町合併研究会規約第11条第2項の規定に基づく秦荘町及び愛知川町の負担金、繰越金及びその他の収入をその収入とし、研究会の事務に要する全ての経費を歳出とする。

2 研究会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が研究会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、研究会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、研究会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が研究会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める項以外の項を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 研究会の出納は会長が行う。

2 研究会に属する現金は、会長が研究会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

### (研究会出納員)

第6条 会長は、研究会の事務局職員のうち研究会出納員を命ずることができる。

2 研究会出納員は、会長の命を受けて、研究会の出納その他の会計事務をつかさどる。

### (予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、または予備費を充用をしたときは、直近の研究会会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に研究会の決算を調製し、研究会の監事の監査に付した後、研究会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が研究会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手續)

第9条 研究会の予算に係る収入及び支出の手續きは、別に定める様式によりこれを行うこととする。

2 研究会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究会の予算に関し必要な事項は、愛知川町の例に準拠して、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費